

平成 2 7 年 4 月 1 5 日

第 2 4 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第24回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年4月15日（水曜日）午後1時00分開会

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	小野絹子君
	伊勢由典君	曾我ミヨ君

欠席委員（1名）

高橋卓也君

証人（1名）

塩竈市産業環境部環境課技術主任 鈴木孝至君

説明のため出席した職員（なし）

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

1. 証人喚問について
2. 記録の追加提出要件について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、高橋卓也委員、1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

なお、本日の撮影は許可いたしません。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に地方自治法第100条第1項に基づく調査権が委任されております。

1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）発生から処分までに関する事項の4件の事件についての調査の件を議題とします。

本日、本件について、鈴木孝至君より証言を求めることにいたします。

証人の入室を求めます。

（鈴木孝至証人 入室）

鈴木孝至証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりまして、ありがとうございます。

本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害するべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を

拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらに正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。

この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。全員ご起立願います。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

○鈴木証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名押印願います。

ご着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるよう、お願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。

委員各位に申し上げます。

本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより鈴木孝至証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは鈴木孝至君ですか。

○鈴木証人 はい、鈴木孝至、本人に間違いありません。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。

○鈴木証人 宮城県仙台市若林区沖野、職業は公務員です。

○志賀委員長 委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、鈴木孝至証人の震災前の職務上の役割及び業務内容についてお伺いいたします。

○鈴木証人 清掃工場及び埋立処分場の管理に関する業務、ごみの分別、リサイクルに関する指導・啓発に関する業務を担当しておりました。

○志賀委員長 次に、関連性のある浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項と浦戸地区解体業務に関する事項で共通する点から確認させていただきます。

流失家屋の解体処理か瓦れき処理かの判断となる基準についてであります。今までの委員会の中で所有者が特定された物件については、担当者が所有者の要望を聞き、立ち会いをしてもらい、所有者の了解のもと解体なり瓦れき処理の判断をしているとの説明を受けておりますが、間違いはないですか。

○鈴木証人 はい、間違いありません。

○志賀委員長 それから、解体開始前に解体処理か瓦れき処理を環境課は前もって指示をしていたというふうに説明を受けておりますが、これは間違いございませんか。

○鈴木証人 解体前に瓦れき処理かどうかを決めていたということによろしいのでしょうか。

○志賀委員長 はい、そうです。

○鈴木証人 そのような解体前から、どちらの、瓦れき処理にするのか、それとも解体にするのかというのは、解体前は決めておりません。あくまでも所有者の方本人からの要望を受けて解体で処理するべきものだというふうに判断したものだけ解体で処理しております。

○志賀委員長 今までの過去の委員会の説明では、所有者にちゃんと確認をとって事前に解体か瓦れき処理かということを決めていますという話をいただいているんですが、その点は間違いはないですか。

○鈴木証人 その点で間違いありません。

○志賀委員長 そうすると、解体前に、解体するのに取りかかる前に瓦れき処理か解体するかと

ということが決まっていたという判断でよろしいですか。

○鈴木証人 はい、そのとおりでございます。

○志賀委員長 はい、ありがとうございます。

あと、現地確認の中で、現場の写真を撮る際に看板を作業員が持っている写真は資料の中に多々入っております。これは今回の浦戸の場合の看板は何種類ありましたか。

○鈴木証人 それぞれの島ごとにやったと思われるので、野々島・桂島分、それから寒風沢・朴島分ということで2種類あったかと思われます。

○志賀委員長 ありがとうございます。看板のタイトルは何と何でしたか。

○鈴木証人 タイトルにつきましては、済みません、記憶しておりません。

○志賀委員長 一応、じゃ私のほうから言いますが、浦戸災害廃棄物ガレキ撤去業務という看板と浦戸災害廃棄物危険家屋解体という看板が写真の中で見受けられましたが、その点は間違いございませんでしょうか。

○鈴木証人 ええ、そのような名前であったかと思われます。

○志賀委員長 公共事業の場合、この看板というものが現場確認の重要な一つの資料となるかと思うんですが、先ほど解体する前に瓦れき処理するか解体処理するかということを決めて作業に当たるというお話でしたので、結局、浦戸災害廃棄物ガレキ撤去業務という看板と危険家屋解体の看板と、これはもう事前にそういう現場で解体するものは解体の看板、瓦れき処理するものについては瓦れき処理する看板ということで使っているという理解で間違いはないでしょうか。

○鈴木証人 全ての現場でそのようになっているかどうかというふうな写真のほうは、私も記憶のほうはちょっと曖昧ですので、わかりません。

○志賀委員長 ということは、環境課では、課で事前に立ち会いをしているという説明を受けているわけですが、立ち会いについてはそのところは確認しておらずに、看板についても確認をしていないということで理解でよろしいわけですか。

○鈴木証人 現地について立ち会い確認はさせていただいておりますが、ちょっと看板のほうは何の看板を持って撮影したのかまでの記憶は、済みません、覚えておりません。

○志賀委員長 そうすると、家屋解体なのか瓦れき撤去なのかわからないままで仕事を依頼して、その業務報告書を上げてもらって支払いをしていたという理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木証人 いえ、あくまでも瓦れき処理でしたものは瓦れき処理、解体で処理したものは解体

でした処理ということで報告を受けております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

じゃ、この事実確認を踏まえて次の質問に入らせていただきます。

浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項からまた共通質問に入らせていただきます。

まず、鈴木証人の東日本大震災以後の職務上の役割と業務内容についてお聞きいたします。

震災発生後の浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する役割と業務内容についてお話しください。

○鈴木証人 震災後の浦戸地区瓦れき収集でよろしかったんでしょうか。

○志賀委員長 はい、瓦れき収集のほうですね。

○鈴木証人 はい、済みません。私の業務に関しましては、業務の発注及び協議会のほうから提出されました実績報告をもとに精算設計を上げて毎月の支払いをするという業務になっております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、業務の流れについて今度お聞きしたいと思います。

ガレキ収集運搬業務についての現場作業について、日々の作業内容の報告はどのように行われていたのかお伺いします。

○鈴木証人 日々、それぞれの毎日の作業内容ということではなく、その月ごとの月報での報告を受けておりました。

○志賀委員長 そうすると、日々の作業は報告は受けておらずに、月報のみで報告を受けていたという理解でよろしいわけですか。

○鈴木証人 私が直接浦戸のほうに赴いた際には現場での作業状況のほうの立ち会い確認をさせていただいたということでもあります。

○志賀委員長 浦戸のほうには、どの程度の頻度で現場のほうに行かれたんでしょうか。

○鈴木証人 正確に何度ほど行ったのかというのは覚えてはいないんですけれども、場合によっては1週間、月曜から金曜のうち毎日行っていたときもありますし、時には週に一、二回程度のときもありましたので、正確にどのぐらいというのは覚えておりませんが、震災発災当初というのはかなりの頻度で浦戸のほうには確認に行っておりました。

○志賀委員長 震災発生当初はかなりの頻度ということでお話しでしたが、鈴木さんがこういった事務手続を全てやられたわけですか。それとも、どなたかほかにこの事務手続をやっていた方はいらっしゃるんですか。

- 鈴木証人 こういった瓦れき収集に関する積算などをするノウハウというのは、環境課、私も含め余り持っている者がおりませんでしたので、そういった書類の作成等につきましては、建設部のほうに作成を依頼してつくっていただきました。
- 志賀委員長 そうしますと、業務の流れについては、鈴木さんは業者のほうに指示する指示書とかはご自分でお書きになっているわけですね。
- 鈴木証人 私も、指示書のほうは作成しております。
- 志賀委員長 その収集のまず業務の帳票類の流れについて、一通りの流れをお話したいと思います。（「済みません、もう一度……」の声あり）瓦れき収集の業務を委託するに当たって、発注からとにかく毎月日報が上がってくる。その日報を鈴木さんは多分出来高表という形で1カ月分を集計されて、それをもとにまた新たに次の伝票を起こして支払いまで持っていくということだと思うんですが、その伝票のそれぞれの流れをお話してください。
- 鈴木証人 先ほど申し上げましたが、まず積算するノウハウがありませんでしたので、建設部のほうに積算書の作成は依頼して書類等も作成していただきました。それをもとに私の名前で起案、決裁を行い、その後、現場説明、入札を経て契約を行いました。契約後、現場のほう開始されてからは、現場の確認、それから協議会のほうから提出される毎月の月報を使っての出来高精算による支払い、これらの業務を私のほうで実施しました。以上です。
- 志賀委員長 としますと、協議会から例えば収集実績積込表ですか、これが月報として上がってくると。その数字の中身というのは、先ほど確認しましたが、日々の確認はしていないということですね。
- 鈴木証人 現地のほうに行けたときだけ確認していたということになります。
- 志賀委員長 それで、その際に、そうするとこのガレキ収集運搬業務については、作業の日報というものというようなものは存在していなかったのでしょうか。
- 鈴木証人 市のほうに提出していただいていたのは、実績の月報のみになっております。
- 志賀委員長 とすると、月報をうのみにして全部支払いをしたと。そうすると、確認は、本来であればこういうものは作業日報が当然各業者の方から元請の連絡協議会さんに上がってきて、それをもとに協議会さんでは実績表をつかって、そしてそれに基づいてその実績表を環境課のほうに、鈴木さんのほうに提出すると。それで、本来であれば、その日報とまとめた実績、1カ月分の実績表というものを確認してお支払いするというのがやっぱり税金を支払う意味では確実な方法ではないのかなと思うんですが、役所の場合はそうではないわけです。

か。

○鈴木証人 あくまでも協議会のほうと契約を結んでお願いした業務になっております。その中で協議会から報告されてきたもの、これが正しいというふうに考えております。

○志賀委員長 はい、わかりました。そうすると、積み込んだ数量、それから運搬した数量については、協議会の上がってきた実績表を信頼して、これで自分で出来高集計表を鈴木さんが作成したということによろしいのでしょうか。

○鈴木証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、収集積込実績表と出来高実績表での数字の違いについてちょっとお伺いしたいと思います。これは、例えば7月は積み込んだ数量と、それから運搬した数量の違いが3カ所あります。この部分では、鈴木さんはこの違いというのは気がつかなかったのか気になさらなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木証人 私は、その当時、その書類作成した上では、その内容で処理すべきものというふうに判断して処理しておりました。

○志賀委員長 ということは、気がつかないでそのまま処理したということによろしいわけですよ。

○鈴木証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 あとは、8月は1カ所だけあるわけですが、これもそうすると積み込み数量と運搬数量の違いがあったんですが、ここも気がつかないでそのまま伝票処理をしたということによろしいのでしょうか。

○鈴木証人 はい、同じです。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続いて、9月分についてお聞きしたいと思います。9月分は、間違いが、数字の違いが非常に多い状況になっております。まず、連絡協議会から上がった実績表に対して、鈴木さんがまとめられた出来高表の数字が、転記ミスが寒風沢で積み込みで5カ所、それから運搬で5カ所、それから桂島の積み込みではミスはなかったんですが、運搬では10カ所数字の違いがあると。それから、野々島では積み込みはゼロで運搬が9カ所あると。お手元の資料、(その14)という資料が机の上にあると思います。そこのところをごらんいただいて、違いが、7月分については、7月7日、寒風沢分。7月が一番後ろの方に入っていますよね、10月が

一番頭ですから。7月7日、寒風沢分の積み込みは30立米で、運搬については木質系が10立米、ガラ系が15立米ということで、積み込みより運搬が5立米少なかったという数字になっております。確認できませんでしょうか。ご自分でつくった資料なんで。

○鈴木証人 月報で……。何ページ……

○志賀委員長 ページ数ですか。ページ数は、これは76ページですかね。済みません、97ページです。97ページから。確認できませんですか。それで、そこで7月7日でもう一度申しますと、7月7日の寒風沢分が積み込みが30立米で運搬のほうが木質が10立米、ガラ系が15立米ということで25立米運搬したよと。7月7日の野々島分、これは積み込みが20立米で運搬で木質が5立米、ガラ系が25立米ということで、積み込みに対して10立米運搬が多い状態になっていたと。このまま1カ月が終わっていると。それから、7月11日では寒風沢で積み込みが30立米に対して運搬では木質系が10立米、ガラ系が15立米で、積み込みのほうが5立米多いという数字になっております。この違いがあると。それから、8月に関しましては、今度ページ数が73ページですかね。ここで8月2日の1回だけですが、8月2日に寒風沢で積み込みのほうがトータル65立米に対して運搬では木質系が70立米、ガラ系が5立米ということで、運搬のほうがここは10立米多くなっているということですね。それで、9月に入りますと、9月については46ページを見てください。9月については、まず寒風沢の9月10日ですね。そこは、積み込み、人力・機械合わせて70立米、それが運搬では木質系とガラ系合わせて65立米という数字になっております。ところが、ここの数字では、協議会から来た実績量では、木質系の運搬が65、それからガラ系が5立米ということで、70立米というふうになるんですが、あとそのほかにもる数字の違いがあるんですが、この表は鈴木さんご自身でつくられているわけですよ。

○鈴木証人 はい、私が作成しました。

○志賀委員長 とすると、この数字の転記ミスがトータルで28カ所あります。これは一体何を意味するのか。というのは、連絡協議会から来た実績表と、それから鈴木さんがつくられた出来高表との数字が28カ所も、二十数カ所違うということは、これは転記ミスという範囲を超えているような気がするわけですが、このときはもう3年前のことなんで記憶にはないのかもしれませんが、何かあったんだろうと思うんですが、ご記憶ございませんか。

○鈴木証人 単純な見間違い、こちらの作成の記入ミスであると思います。

○志賀委員長 9月は特段に忙しかった記憶ございますか。

○鈴木証人 解体の申請なんかもありまして、かなり忙しい時期であったと覚えております。

○志賀委員長 10月については、どうでしょう。

○鈴木証人 変わらず忙しかった時期であります。

○志賀委員長 そうすると、9月、10月は、同じように忙しかった時期であったということで、忙しくてこういったミスが出たのではなかろうかという今のご自身のお考えなわけですね。

それで、今度10月をちょっとお話しさせていただきますと、10月分については、転記ミスがございません。忙しかったんだけど、このときは全くミスなしでお仕事されていたわけですね。ところが、10月の協議会から上がってきている収集積込実績表、これを見ますと、9月のまず寒風沢のほうからお話しいたしますと、寒風沢では積み込んだ数量が機械積みと人力で、両方で337立米となっております。ところが、運搬した数量は748立米という数字が上がってきております。倍近い数字で上がってきているわけですが、どうやって積まないものが運搬できたのか、このとき気づかなかったんだろうと思うんですが、こういう業務にかかわっている方がこういう数字の違いに気づかないというのも、まあちょっと私こういうこと解せないんですが、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

○鈴木証人 この瓦れき収集業務につきましては、支払い方法、毎月の出来高による支払いにしております。その中で、最後の10月の部分の支払いの部分につきましては、請負金額内の残った支払いとなりますので、それ以上の業務分の精算は支払えないということで、支払えるところまでの数量の報告で協議会のほうから出していただいたというふうになります。

○志賀委員長 済みません。ちょっと理解できないので、もう一度ちょっとお話しください。

○鈴木証人 済みません。瓦れき収集の支払いにつきましては、もともとの請負金額を毎月の実績報告をもとに出来高で支払っております。支払うにつれて請負金額残額が減っていくわけですので、最終的に10月分に関しましては、残っていた請負金額を全部使って処理していただくという形になりますので、協議会のほうからいただいた報告書につきましても、その金額の範囲内の報告というふうになっております。

○志賀委員長 ということは、簡単に言うと予算が余ったので仕事をしなくても支払いをしたという理解でよろしいわけですか。

○鈴木証人 いえ、予算が余ったということではありません。

○志賀委員長 請負金額に対して余ったわけですね。

○鈴木証人 そうです。請負金額の範囲内の今まで支払いしていった額と残っていた額になり

ます。

○志賀委員長 出来高精算ではなかったんでしょうか。

○鈴木証人 出来高精算ではあったんですけども、あくまでも請負金額を超えた支払いはできませんので、残っていた金額の範囲内ということになります。

○志賀委員長 そういう決まりなんでしょうかね。そうしますと、例えば石巻あたりでもボランティアが入ってその仕事が早く終わったと、そういったボランティアの水増し請求で問題になったわけですが、例えば桂島でもボランティアの方が入られたという話を聞いております。それで、そういった瓦れきの収集なんかも多分されたんだろーと思いますけれども、そういった方々が入って仕事をお手伝いした費用は、結局協議会の、結局見積金額の中で余ったから協議会の中で吸収していったという理解でよろしいんでしょうか。

○鈴木証人 当初決められていた請負金額以上のお金を協議会のほうには、この瓦れき収集にしましては支払っておりません。

○志賀委員長 そうすると、繰り返しますが、10月では実際の数量の1,113立米多く運搬したことになっているということで、請負金額範囲内なので仕事をしなくてもお金をお支払したということになるわけですね。

○鈴木証人 いや、全くやっていない業務に対して市のほうから費用を支払うということはありません。

○志賀委員長 ちょっと待って。やったから払うわけですね。ところが、請負金額が余ったので余分に払ったということでしょう。やっていないのに払ったことじゃないんですか。

○鈴木証人 あくまでも請負金額、もとの金額は決まっておりますので、その金額内での出来高による分割の払いになります。ですので、最終的に残っていた金額が100万円残っていたとした場合に、その100万円分までの作業の範囲内での支払いしかできないということで処理した次第であります。

○志賀委員長 一般の方にとっては非常に理解不能な仕組みですね。結局、これは積算見積もりというのを何か出しているようですけども、その範囲を超えないという見積もりなわけですね。その範囲を超えない。それ以下であった場合は、税金は国に戻すという趣旨の契約ではないんですか。

○鈴木証人 済みません、ちょっとその点に関してはわかりません。

○志賀委員長 いや、わかんないじゃなくて、そういうことじゃないんですかと私お聞きしてい

るんです。今鈴木さんのご説明だと、多分市民の傍聴の方はご理解いただけないと思うんです。やっていない仕事に対して出来高まで余ったから支払ったというお話ですよ。（「いや……」の声あり）そこところをちょっとわかるように。確かに見積金額はあります。見積金額はあります。その見積金額の範囲内で仕事が終わったよと。だから、出来高払いという契約なんですから、余ったら余ったでそれでいいだろうと私はまあ一般的に考えると思うわけですが、それを余ったお金をなぜあえてしていないものの作業をやったということで業者の方にお支払いするのかというのが理解できないんですが、そこところをちょっと。

○鈴木証人 いや、決してやっていない作業に対して私ども支払いしているわけではございません。あくまでも、もともと決められた契約締結の際に決まった請負金額内で、仕様書の範囲の中で作業をしていただくというのが契約の中身になっております。その中で毎月の支払いの額を出すためにこちらのほうで数量確認して出来高により金額を算出して、支払いしてもらったと。月が進むことにつれてもともと決められた請負金額からお金がどんどん引かれていくわけですから、最終的に100万円残っていたとしても、そこで業者のほうで200万の請求を上げられたとしても、当初の決められた金額の範囲内の100万でしかこちらのほうでは払えないということで支払ったと。

○志賀委員長 それはわかります。オーバーした分については払えないというのはわかります。でも、余った場合は、範囲内で終わった場合は、それも全部払ってしまうということの理解なんですか。その見積金額というのは、そこところをちょっと教えてください。

○鈴木証人 オーバーしてしまった場合の……

○志賀委員長 オーバーじゃなくて余った場合。

○鈴木証人 余っておりません。完全に請負金額内で支払っております。

○志賀委員長 出来高払ってそういうことなんですか。（「はい」の声あり）出来高払いで例えば毎月やってきますね。それで、これだと実際に積み込んでいないものを1,110立米運んだことになっているんですけれども、やっぱりこれも仕事をしたという判断になるわけですか。

○鈴木証人 いえ、あくまでも作業を実施した分の実績数量として上げてもらっておりますので、その中で精算した金額ですので、やっていない作業には支払いはしておりません。

○志賀委員長 では、もう一回お聞きします。積み込んでないものを、積み込まれていないものがどうやって運搬されたんですかと、そこが不思議なんです。

○鈴木証人 申しわけありません。私たちのほうの集計の中でミスがあったことにより、ちょっ

とこの混乱が起こってしまったことについては、私も大変反省すべき点でもあると思います。ただし、協議会のほうから上げていただいた実績報告に関しましては、これが全て真実だということでこちらのほうでは処理しておりますので、こんなように間違いはないと思っております。

○志賀委員長 そうすると、協議会がこうやって日報として上げてきたんで、それはやったことなんで、間違いなくやったという理解のもとに支払ったということですか。

○鈴木証人 はい、間違いなく作業のほうを行われて報告されたということで支払ったものになります。

○志賀委員長 非常にここら辺が我々わかりづらいところなんですが、出来高制というのは、じゃ一体何なんですか、契約というのは。お聞かせください。やったことに対して、その仕事に対してお支払いするわけですよね、出来高制というのは。

○鈴木証人 そうだと思われま。

○志賀委員長 そうすると、積まれていないというものを運んだというのも出来高制に入っていないのでしょうか。

○鈴木証人 積まれていないもの、やっていないものは、出来高とは言わないと思います。

○志賀委員長 だから、そのところですよ。何で、結局何回も繰り返しますけれども、10月の寒風沢の場合は337立米しか積み込んでいないのに743立米運搬したということになって、その日報、実績表に基づいてお支払いしたということがちょっと私理解不能なものですから、一応それ以上の説明ができないと思いますので、ここはこういうものであるということであって、ちょっと先に話を進めたいと思います。

それと、先ほど9月の間違いについては、10月も同じように仕事忙しかったんだけど、10月についてはミスが1点もなく仕事できていたと。9月だけがこういうふうに間違えていたということは、これは人間の間違いと、非常に単純なミスというふうには考えにくいわけですが、やっぱり何か意図的なものがあったのかどうか、もう一度ちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木証人 本当にこの集計ミスについては大変申しわけなく思っております。私の資料の読み取りの間違い、記入の間違いであります。

○志賀委員長 では、この点についてはこれで。

あと、現場の確認に関しては先ほどちょっとお話を聞きしたわけですが、非常に事

務的にもこの7月、8月、9月、10月という時期は忙しい時期であったろうかと思えます。ましてや市内でも1,000件を超える解体申請の窓口として鈴木さん、業務をされていたわけで、先ほど1週間ずっと行ったこともあるというお話でしたけれども、本当に1週間行けたのか。そしてまた、その行ったという例えばあかしになるものが資料として提出ができるのか。そのところをちょっとお聞きしたいと思えます。

○鈴木証人 浦戸のほうへどれくらい渡ったのかという資料に関しましては、環境課のほう、私のほうとしても残っておりません。

○志賀委員長 じゃ、行ったという言葉信じ以外ないということですね。はい、ありがとうございます。

それとあと、じゃ次、瓦れきの収集のところでお聞きしたいと思えます。これは現場確認ですね。これは同じく資料（その14）の中で、附箋が入っていますね。164ページです。ここは、石浜のある方の解体現場になっております。解体現場の写真です。解体の看板があります。164ページです。それで、この写真というのは、間違いはないんでしょうか。わかりますか。上のほうですよ。看板のある。うっすらと……。

○鈴木証人 写真の間違いとは……

○志賀委員長 この資料をつくったとき……、済みません、私の問いかけが悪いですね。この資料、これつくったのは鈴木さんですよ。まずそこからお聞きします。

○鈴木証人 これは、協議会のほうから提出された写真になります。

○志賀委員長 ああ、そうですか。協議会から提出された写真ということで、じゃ協議会として提出された写真であると。瓦れき収集の写真であるということですね、これは。瓦れき収集の写真でありながら、ここには解体物件の写真が載っているわけです。資料でいいますと、委員の皆さん、ちょっと浦戸の危険家屋解体寄せ集め分のちょっと資料をごらんください。ここの部分で、2枚目の2ページ目もとの番号は本-000412、2枚目の中ほどにあります。本-000412の中の上から4行目に本-00073桂島というのがあります。この方は、整わない資料ということで、身分証明書が整わないよということで寄せ集めの物件となっております。その写真が瓦れき収集運搬の中に入っているんですね。それで、またもっと言えば、当局で整わない資料があったから寄せ集めをしたという説明を今までずっと受けてきているわけですが、ここにはこの本-00073の所有者の方には整わないと言われている身分証明書も資料の中に5月9日付でファイルされております。ということは、整わない資料というのは

この方に対しては存在しなかったということで、通常の解体物件として扱える状況であったにもかかわらず寄せ集めをされたということになろうかと思えます。それで、写真でこの一方で瓦れき収集運搬の写真の中にそのお宅の物件の写真が入っているということで、結局いろいろやっているうちにわけわかんなくなっていくものが紛れ込んだんでしょうけれども、結局もともとやった方がこういう書類をきちんと整理していないでその場限りで出してきたというところにこういった原因があるのかなと感じるわけですが、ここの点については、鈴木さん、そうすると協議会から出された写真なので全くわからないという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木証人 解体で処理したものについては解体物件の書類の中につづられているべきものであるとは思いますが、これが瓦れき処理の写真の中に入れてしまっていたのか、紛れ込んでしまっていたのかということについては、ちょっと私も今のところわからない状況であります。

○志賀委員長 そうすると、これはつくったところの責任であるということですね。よろしいですか、そういうことで。

○鈴木証人 協議会のほうから提出された写真、資料であることは間違いありません。

○志賀委員長 はい、わかりました。それと、先ほど言いましたけれども、書類が全部整っているわけですから、それをあえて寄せ集めにしたということはどういうことなのでしょう。

○鈴木証人 当初支払いする段階のところでは整っていないということで、1件当たりの処理ができないということで残されていた資料として処理したものでありますので、済みません、ちょっと全部書類が整っているのかどうかというのは私もわかりません。

○志賀委員長 もっと具体的に言いますと、資産証明があつて、あとそのほかに解体同意書、罹災証明書、それから身分証明書、これは全部23年の5月9日に提出されています。ですから、当然解体物件として本来102件プラスその1件上がってこなきゃいけないのは、寄せ集めの中に入っていると。これは今回の逆バージョンなんですね。今までは提出しているのに解体に入ってきているというところでの質問が多かったんですが、これは逆バージョンで、本来は解体物件として処理されるべきものが寄せ集めの中に入ってきているという形です。そして、協議会から出された書類の中には瓦れきの中に紛れ込んでいるということです。それは鈴木さんにこれ以上お聞きしても、この辺は、鈴木さんがこの資料をつくった、実際つくられたんでしょうけれども、協議会から出された写真をそのまま丸写しで、仕事を、ここの資料を

つくられたという理解でよろしいわけですか。

○鈴木証人 提出いただいた資料の瓦れきの部分の写真になりますので、そうなります。

○志賀委員長 はい、わかりました。

では、続きまして、瓦れき収集については一応この辺で終了いたしまして、次に今度は浦戸地区危険家屋解体業務に関することについてお聞きしたいと思います。

まず、これについても、震災後の浦戸地区危険家屋解体業務での鈴木さんの職務上の役割と業務内容についてお話しください。

○鈴木証人 危険家屋解体に当たりましては、解体申請の受付、それから現地調査の依頼書作成、解体に係る指示書作成及び実績報告が上がってきた上での精算設計、支払い金額を出すための精算設計の業務を行っておりました。

○志賀委員長 ありがとうございます。

そうするともうちょっとこれも繰り返しますが、当然罹災証明発行する仕事も鈴木さんですか。罹災証明の発行をするのは鈴木さんではないです。税務課ですかね。

○鈴木証人 はい、私は罹災証明は発行しておりません。

○志賀委員長 それとあと、解体同意書を受け付けるのはどちらで受け付けを。

○鈴木証人 23年度につきましては、申請書の受付は本庁の総合窓口及び環境課の事務所で受け付けておりました。

○志賀委員長 そうすると、本庁の総合窓口で受け付けたものが「本」という頭に番号がつくわけですか。

○鈴木証人 はい。本庁の受けたものが「本」、環境課で受けたものが「環」というふうになります。

○志賀委員長 そうすると、「浦」というものもあるんですが、これは。

○鈴木証人 「浦」というのは、浦戸の住民の方で、区長さんのほうにまとめて申請していただいた物件になります。

○志賀委員長 そういった解体、罹災証明を発行され、解体同意書が提出され、そしてそれに基づいて、これは今度解体同意書は環境課のほうに1回全部集まるんですよね。

○鈴木証人 はい、全て集まります。

○志賀委員長 この解体同意書というのは、本人だけでなくて代筆がかなり多いように見受けられたんですが、そういう認識で間違いないでしょうか。

- 鈴木証人 はい。代理人の方が持ってこられる場合もあります。
- 志賀委員長 この解体同意書の提出を受けて環境課では解体物件の測量調査依頼を連絡協議会にしているかと思うんですが、それで間違いないですか。
- 鈴木証人 はい、間違いありません。
- 志賀委員長 次に、協議会のほうから測量した結果で図面が上がってくる。そうすると、それをもとに環境課ではこの次積算設計書をつくられるんですか。
- 鈴木証人 作業指示書になります。
- 志賀委員長 作業指示書ですね、はい。作業指示書をつくられて、業者の方が現場に赴くと。そのときに所有者の方はどこの時点で、先ほどもちょっとお聞きしたんですけれども、どこの時点で立ち会っているのか。それと、解体にするのか瓦れきにするのかの話をどこの時点でしているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。
- 鈴木証人 所有者の方の立ち会いに関しては、立ち会いを希望される方がいた場合には施工業者のほうから何月何日に取り壊すのでという連絡を所有者の方にいたします。その解体する年月に、解体する予定日のときに現地のほうに来て見ていただくことになっておりますが、申請の時点でも立ち会いを希望されるかどうかというふうな聞き取りはしております。
- 志賀委員長 そうすると、今のお話ですと、業者の方から所有者に連絡が行って、そのまま解体していると。そうすると、今までの我々の委員会での当局の説明は、担当者がそこに立ち会って、瓦れきにするのか解体にするのか、所有者の意向を確認しながらそういう指示を出していたという説明がずっと続いていたわけですが、そののところはどうなんでしょうか。
- 鈴木証人 現場のほうで市のほうの立ち会いをしてほしいという連絡を受けた場合に関しましては、私のほうで現場に行って立ち会いをしたということもあります。
- 志賀委員長 「こともある」ということは、ないときもあるわけですね。
- 鈴木証人 現場のほうに直接向かえなかった場合に関しての場合はあります。
- 志賀委員長 その割合はどの程度だったでしょうか。
- 鈴木証人 ほとんど何件というのはちょっと申し上げられない、覚えておりませんので申しわけないんですけれども、現場のほうに確認に行けなかったのは2件ぐらいだったかとは思いますが。
- 志賀委員長 じゃ、現場で確認できなかったのは2件ぐらいで、あとは、172件は全部確認したという理解でよろしいわけですか。

○鈴木証人 はい。全て申請あって解体したのものに関しては、現場確認のほうをさせていただいております。

○志賀委員長 そうすると、所有者の方は、172件については、自分の家が解体で処理されたのか、瓦れきで処理されたのかということについては、知っているという理解でよろしいわけでしょうか。

○鈴木証人 所有者の方がどちらで解体処理なのか瓦れきの処理なのかというのは、恐らく理解はされているかどうかというのは、ちょっと私のほうではわかりません。

○志賀委員長 いや、今までは菊池課長さんはそういうお話をされているんです。委員会で。そういうふうに現場で決めて、瓦れきなのかどうなのかということで決めていきますというお話をされています。ですから、流失した家屋でも、解体したのはそこにあるんだということでお話ししているわけですが、それで、前にお聞きしたように、解体前に瓦れきとするのか解体にするのかということを決めていたということもお聞きしましたよね。所有者の方は全くどっちで処分するのかわからないままでやっていたと。それで、今までの説明の中では、周りの人にも一緒にするんで説明をしながら、寄せ集めするのでもう説明していましたよという話もお聞きしているわけですが、そうなるという話も実際はされていなかったということでの理解でよろしいのでしょうかね。

○鈴木証人 所有者の方はあくまでも解体にしろ、瓦れきにしろ、そこから撤去されるということだけだと思います。詳しい中身の解体で処理するということまで皆さんがきちんと理解なさっているのかどうかというのがわからないということで先ほど私のほうお答えさせていただきました。

○志賀委員長 としますと、所有者の方は、瓦れき処理したか解体処理したか全くわからないままで、それで結局わかっているのは、結局業者の方が瓦れきにするか解体にするか、それは業者の人の考え一つで決まっていたということなんでしょうか。というのは、結局完全に写真上流失したにもかかわらず解体にしたとかという物件も多々あるわけです。その説明理由としては、所有者を特定できてから処理しましたということなんですが、そのところが非常に曖昧といいますか、結局わかんないままで今まで来ているものですから、その判断を、例えば鈴木さんはその辺の判断はずっと今まで下してはいないんですか。誰が下したんでしょうか。

○鈴木証人 流失したものの物件について、解体で処理するのか瓦れきで処理するのかにつきま

しては、当初は私も現地のほう、視察に行っております。流失したものについては全て瓦れきで一気に処理をかけようというふうにも考えておりました。ただ、現場のほうで瓦れきの収集作業のほうを始めようとした際に、もともと建っていた場所から島の至るところに流されて漂着していた建物であっても、所有者の方からこの下に貴重品なんか、思い出の品なんかが残っているかもしれないので中を探させてほしいというふうな要望を受けまして、こういった要望が上がっているんだけどもどうしたらいいかということで課の中で相談した結果、中から貴重品なんかを取り出したいというふうに要望があったものに関しては解体で処理するほうが望ましいんじゃないかということで、そういったものに関しては解体、また場合によっては何もないのでそのまま持って行って片づけちゃっていいよというふうになったものに関しては瓦れきで処理というふうな形でやっております。

○志賀委員長 そうすると、簡単に言うと、立ち会いを希望しなかった流失家屋については、瓦れきで処理したと。で、立ち会い希望した方は解体で処理したという住み分けでいいんでしょうか。

○鈴木証人 立ち会いだけというわけではないんですけれども、貴重品を中から取り出したい、探したいというふうな要望を受けたものに関しては解体で処理をさせていただきました。

○志賀委員長 だから、要はそれ立ち会いですよ、何か欲しいという、探したいというのはね。そういう意味での、大きい意味での、広い意味での立ち会いですよ。だから、そういうものについては解体として処理したと。それで、そうでないものについては瓦れきとして処理したという、じゃ理解でいいわけですね。

○鈴木証人 はい。

○志賀委員長 はい、わかりました。

それで、続いて、この解体の作業指示書がここで解体か瓦れきかで出されました。そうすると、それによって連絡協議会の傘下の方がその仕事をして、それで業務報告書というものを作成して環境課に提出するという運びでよろしいんですか。

○鈴木証人 はい、間違いありません。

○志賀委員長 それで、今度環境課に提出された書類を環境課では解体業務実績数量表というものを作成して支払いについての書類を起案するという流れでよろしいのでしょうか。

○鈴木証人 はい、そうなります。

○志賀委員長 それで、最後に契約履行確認調書というものが出されて、起案して決裁されると

いう流れでいいわけですね。

○鈴木証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、また今度、まず測量調査というものについての指示というのは、これは鈴木さんが直接されているわけですか。

○鈴木証人 当時、課の中におりました職員何名かで書類のほうの作成は行っております。

○志賀委員長 え。

○鈴木証人 課の中のほうにおりました何名かの職員で書類作成のほうを行っております。

○志賀委員長 はい、わかりました。

それと、その次の測量図面をもとに撤去業務指示書、作業指示書ですか、これを作成しているのは、これは鈴木さんお一人ですか。それとも何人の方でやられているんですか。

○鈴木証人 何人かで作業を行っております。

○志賀委員長 それで、協議会からの業務報告書ですね。これは、受付はやっぱり鈴木さんに限らず何人の方でやっているわけですか。

○鈴木証人 作業のほうは、精算のほうの業務に関しても何人かでやっております。

○志賀委員長 それと、その次の撤去業務実績数量表の作成、これについては、作成についてはどなたがやられているわけですか。

○鈴木証人 瓦れき収集のほう。

○志賀委員長 解体ですね、解体のほうです。

○鈴木証人 解体……

○志賀委員長 これは、こういう名称は使わないんですか。解体撤去業務実績数量表というのは。

○鈴木証人 解体にかかった実績数量表につきましては、その解体を行った業者が作成して業務完了で出すものになります。

○志賀委員長 ああ、そうですか。出された業者の方がつくってくるということですか。

○鈴木証人 はい。

○志賀委員長 それで、それに基づいて契約履行確認調書をつくられるわけですか。

○鈴木証人 はい。実績報告に基づいて、精算設計書を作成して、その精算設計で出た金額で請求書を出していただいて支払いするというふうになっております。

○志賀委員長 それでは、次に、寄せ集め等の原因となった整わない書類のちょっと確認をさせ

ていただきたいと思います。寄せ集めの原因となった整わない書類というものが資料（その13）に掲載されているわけですが、鈴木さんの手元にないのかな。一応その確認で、鈴木さん、これはどなたがつくられましたか。

○鈴木証人 不足していた書類の表につきましては、私のほうで作成させていただきました。

○志賀委員長 中身的には間違いがないのでしょうか。

○鈴木証人 ないかと思われま。

○志賀委員長 これは、実際どのようにして作業、つくられたわけですか。

○鈴木証人 実際、その原本のほうを確認しまして、整っていない書類のほうを確認してつくったのもございますし、既にもう後から書類のほうが提出されて書類が整っているものに関しては、過去の情報をちょっと思い出しましてつくった部分もあります。

○志賀委員長 それで、この申請書類、必要な申請書類というものが、これとこれが必要だというふうに決まったのは、いつから決まりましたか。

○鈴木証人 初めの解体申請受付が始まる前になります。

○志賀委員長 そのときは、決めたのは何と何と何なんのでしょうか。

○鈴木証人 済みません。正確には覚えていない部分もあるんですが、建物の登記簿謄本、それから罹災証明書、それから申請者の方の身分証明書、基本的に、ちょっとそれぐらいまでしか思い出せないんですけども……

○志賀委員長 はい、結構です。（「済みません」の声あり）

我々委員会でこの寄せ集められた物件がわかってからずっと申請書類が何と何が必要だったんだというお話を、質問をさせていただいたんですが、そのときは明快な言葉、回答が得られませんでした。というのは、多分決まっていなかったんだろうというふうに判断しているわけですが、それで先ほどちょっとお話しした整わない資料の一覧表というものをお出しただいたわけですが、この整わない資料の一覧表の中に入る前に、まず102件の物件について書類の整い度をちょっと検証した資料がございます。見出しがこのB3のタイトルが浦戸危険家屋解体提出書類一覧表（102件分）というところです。これの資料の意味を説明させていただきますと、黄土色に小間がなっているところがありますね。ここの部分は要するに役所で言う書類が整っていませんよと。102件は解体で処理したわけですが、ところが、この書類の右下のほうを見ますと、流失ということで、身分証明書を張る台紙はあるんですが、流失と書いてあって身分証明書そのものは張っていない物件が、この黄土色の部分がトータル1、

2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14……、まあ14件あります。でも、解体をしているわけですよね。そうすると、身分証明書が必須要件であったんだろうかという単純な疑問が湧いてくるわけですが、この点については見解をお伺いします。

○鈴木証人 はい。確かに解体申請の際には身分証明書をもらえるものについてはもらっていたというのは事実であります。

○志賀委員長 だから、ないものまで解体でできたんですから、結局必須要件ではないということの理解のほうが正しいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○鈴木証人 その点に関しましては、当時我々もどうしていくべきかというのは大変悩んでいた部分でもあったのを覚えております。書類が不足していることによって解体した後何らかのトラブルが発生してしまうおそれも考えられましたので、解体で処理したものに関しまして、きちっと本人様了承を得まして解体のほうをさせて、不足ではあります、させていただいたというふうなところはあります。

○志賀委員長 そういうふうにできるのであれば、結局72件の寄せ集められた物件についても、別に寄せ集めしないで一件一件解体という形で処理しても何ら問題はなかったのではなからうかなと思うんですが、そのところはどうか。

○鈴木証人 寄せ集められた物件、全て解体で処理しているものになりますが、書類が不足しているということで、1件ごとの支払いができないということで、こういった合わせての処理をしてしまったという経過があります。

○志賀委員長 書類が整わないから支払いができないというのは、102件で書類が整っていないのに払っているのに、なぜできないんですか。身分証明書なしで、さっき言った十何件、お支払いしているわけでしょう、解体で。それがなぜ寄せ集められた物件については、書類が整わないから支払いができないということにつながるのか、そのところを説明ください。

○鈴木証人 当時、書類不足のために会計のほうに支払いができないということで残っていた物件というふうに私のほうも覚えておりますので、ちょっと済みません、その詳しいところについてはちょっと答えるのが難しい部分もあるんですけども、あくまでも会計で支払いに耐えないものということで、こういった合わせた形で処理させていただいた経過があるということでもあります。

○志賀委員長 はい、わかりました。じゃ、整わない書類があるから、会計では支払いできないからと。ところが、102件のほうでは十何件は整わない書類があるにもかかわらず払ったと。

非常に何か都合がいいようなシステムですね。それでは、もうちょっと踏み込んでいきたいと思いますが、まず危険家屋解体の寄せ集めという資料をごらんください。B3のこの黄土色のやつの下に入っていると思います。タイトルが危険家屋解体寄せ集め分というタイトルですね。この書類の説明をいたしますと、この緑色に塗りつぶされているものがそれぞれの物件の整わない資料というふうに上がってきているものです。それを見ますと、例えば一番上のほうの本-000097、登記簿謄本、資産証明がないということで整わない物件とされているんですが、ちゃんと23年5月10日に資産証明が提出されていて書類は整っている。それと、その上2つ、本-000291、本-000273、解体同意書申請書がないということで書いてあるんですが、ここにはちゃんと代理の方の申請書が提出されていて、印鑑証明も提出されている。にもかかわらず寄せ集めの物件となっているということで、一々これ説明すると大変なんで、まず登記簿謄本が整わないというのが全部で11件ありました。そのうち8件は登記簿謄本がございます。そして、これは登記所に行けば幾らでも謄本はもらえます。それと、解体同意書申請人のランクになりますと、解体同意の申請人が28件整わないということで上げられました。そのうち25件は解体同意書があります。それと、印鑑証明につきましても、整わないというのが6件あって、そのうち1件があると。そして逆に必要なのに整わない資料となっていないのが10件あります。身分証明書については31件が整わない資料というふうに言われているんですが、そのうちの12件は身分証明が添付されていると。2件は日付がないと。逆に今度は必要なのに整わない資料に入っていないのが12件あるとうふうになっていますんで、それとあと整わないという理由がわからないと。それと、その右端というかこのパート2、2枚目ですかね、ちょっと見ていただきたいと思います。つなぎですね。

ここに、未登録、未評価分とかいろいろ書いてあります。ここに「写真」と書いてあります。この写真というのは何かといいますと、現場写真が添付されているものと添付されていないものです。それで、ここに「ガ」と書いていますけれども、写真には解体物件という写真がついている。「ガ」というのは、瓦れき処理としての看板で処理していると。整わない物件の72件の中では、瓦れき処理の看板で52件処理されています。それから解体物件では6件。あと不明が4件あります。たまには間違いはあるんでしょうけれども、先ほど来瓦れきと解体はちゃんと前もってわかっているということでありますから、これだけ多くの瓦れき処理の看板を掲げた物件が解体として処理されるということは、不思議でなりません。そのところをどうお考えでしょうか。

○鈴木証人 これに関しましては、瓦れきで当初は処理しようということで写真を撮られたものの、後から解体によって中から取り出したいということで、解体に変更した際に新たに撮り直しをせず、そのまま前に撮っていた写真を利用したということが考えられるかと思います。

○志賀委員長 52件もそんなありますか。まあ、いいです。そういう説明。

それと、今度は個々にちょっとお話ししますと、この大きなやつの今度危険解体の寄せ集めの2枚目ですね。番号で、寄せ集めの受付番号でいきますと本-000148、桂島ですね。わかりましたか。元受付番号では上から2番目の本-001092です。この緑の入っているやつの2枚目ですね。これは、全部書類が整っているわけですね。見つかりませんか。多分1、2、3……、この緑のやつの3枚のやつね。見つかりましたか。その元受付番号では2つ目の一番下、本-000148、これは、全部書類が整っております。それで、現場の写真は、この持ち主の家ではありません。ファイルされている写真は。それは確認されています。だから、「特定した、特定した」と言いながら、現場写真がそういうものが入っていて本当に大丈夫なんだろうかというふうに感じております。

それと、その同じページの真ん中よりちょっと下ですが、元受付番号で本-000412、今のページですよ。今示したページの真ん中ぐらい、412ですね。これの本-000073、これについては、先ほどちょっとお話ししました。じゃ、ちょっとこれカットさせていただきます。

それで、あと、これの1ページ目を見てください。下のほうですね、下から3番目の元受付番号環-000289の中での最初の本-000166、1枚目ですよ。1枚目の下。解体寄せ集め分の1枚目の下です。一番頭が浦-000019となっているページです。これの下から3つ目です。元受付番号で。そのすぐ下の本-000166、これも結局解体同意書がないということでの寄せ集めなんです、ご本人の同意書の申請書がこれも5月12日に提出されております。ですから、くっつける要因にはならない。これも。

それと、その下の欄ですね、1、2、3、4……、5行、5つ下ですかね。本-000172、これに関しては、これも代理人の方が委任状を出しているわけです。それで、私はこれ明確に記憶しているんですが、環境課にこの資料をつくるために4度ほど足を運びました。ところが、その都度資料の中身が変わってっております。それで、一番直近では2月の初めに整わない資料の一覧表を出していただいた直後に菊地議員と私とで環境課のほうにお邪魔して、この資料を整えさせてもらいました。そのときの資料には、ここの本-000172の方は、私と懇意にしている方なものですから特に記憶しているんですが、このときには、前には委任状

というものが入っていなかったんですが、2月に行ったときは委任状なるものが入ってありました。挟めてありました。ただ、そのときの委任状と今回資料を提出してもらった委任状の中身が違っております。というのは、申請人は今回の場合は手書きでした。私が確認したのは、全部パソコンで打った委任状でした。ということは、我々が握った2月初めのとき以降からその委任状が差しかえられているという事実があるかと思えます。それで、委任状を書いた方はちょっと残念ながら震災後1年ぐらいいでお亡くなりになっているんですが、その方の名前が書いてあると。そうすると、差しかえた委任状で、それで日付も入っていない委任状があつて、それで名前も肉筆で書いてあると。本人の名前が、亡くなった方の名前が書いてあるということなので、果たしていかがなものなのかなと。それで、書類としては、このお宅も完全に流されていて、流失していて、ご本人は立ち会い希望はされておられません。勝手に役所のほうで処分してほしいということのお話をお聞きしておりますが、なぜか解体という形でここで上がってきていると、書類が不備だということであるわけで、我々としてはますます疑念が深まっていくわけですが、こここのころの鈴木さんに詳しくお聞きしてもなかなか記憶はないと思うんですけれども、2月の初め以降、そのファイルの手直しとかさかれていますか、されていませんか。

○鈴木証人 一切書類の中身の手直しとかそういった差しかえなんかというのは、私はしておりません。

○志賀委員長 でも、なくなっている書類が、ファイルが結構あるんですよ。写真がなくなっていたりですね、ええ。同じ書類、何回も見ているもんですから、やっぱり頭悪くても記憶に残るんですね。というところで、ただ、これは事実関係としてはなかなか確証はできないんですが、ただそういうことをやっぱり行政がやられているという事実は、私個人では事実として受けとめているわけですが、残念ながら個々のこういうことでやっていってもこれ以上のあれはできないかと思うんで、一応これはこれで、ここまでで解体については終了させていただきます。

それで、あと2つちょっと残ってございましたので、時間ちょっと延長していますが、ご辛抱いただきたいと思えます。

まず、浦戸の今度は瓦れきの分別作業についてちょっとお聞きしたいと思えます。この浦戸の瓦れき分別作業についての役割を、鈴木さんの役割をちょっとお聞きしたいと思えます。業務内容と。

○鈴木証人 瓦れき分別作業というお話なんですけれども、仮置場の管理業務ということによろしいんですね。（「そうです」の声あり）仮置場の管理業務に関しましては、私の業務といたしましては、毎月協議会のほうから上がってくる実績報告書をもとにしまして、それらを精算設計して管理に係った費用を支払うという業務を担当しておりました。

○志賀委員長 そして、この精算業務の書類についても……（「時間は」「横取り」「横取りしているんでないのか」の声あり）ちょっとそこは我慢してください。一応1回、1つが2時間ということですから、ちゃんとさせてください。お願いします。

まず、これも同じように、これ出来高制ですね。そうすると、日報等についても、環境課のほうでは実際の下請さんからの日報というのはチェックはされていなかったんですよね、たしか。

○鈴木証人 はい。下請さんのほうは、あくまでも協議会のほうでまとめたものを市のほうに提出していただくというふうになっております。

○志賀委員長 では、そうしたら、協議会でまとめた月報をもとに支払いをしているというふうに理解してよろしいわけですか。

○鈴木証人 はい。月報、日報になります。

○志賀委員長 そうすると、現場での確認というのは、これについてはやっぱり先ほどの瓦れき収集とか、家屋解体とか、あと行ったときに同時に行っているという理解でよろしいんですか。それとも別々に行っていますか。

○鈴木証人 いや、一緒でございます。そのとおりでございます。

○志賀委員長 それからあと、使用重機は、台船、引き船、作業員の数、交通船等についての確認はどのようにされていきましたか。

○鈴木証人 交通船等につきましては、実際使用しているところ、台船につきましても、実際に使用しているところの確認をさせていただきまして、そのほかにつきましては、協議会から上げていただいた実績報告をもとにして精算しております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、今度は有価物のほうのことでちょっとお聞きします。

この有価物については、環境課の鈴木さんとしては、同じように役割と業務内容についてお聞きしたいと思います。

○鈴木証人 有価物処理に関しましては、書類の作成のほうを行いましたけれども、実際の詳し

い作業内容については、当時の上司のほうを担当しておりました。実際に書類のほうを作成したのは私のほうになります。

○志賀委員長 それで、この有価物の、簡単に言うと越の浦へ持ち込まれていたわけですが、越の浦の一次仮置場ですね、そこで搬入のときの伝票等については、どのようにされていましたか。

○鈴木証人 越の浦に関しましては、23年度につきましては、協議会のほうから毎月金属類関係何トン車が何台、コンクリート関係、木材関係何トン車が何台という形での報告を受けております。

○志賀委員長 私が確認したときは、1年間は何もなしで受け入れしていたという確認をしていたんですが、ちゃんと23年度当初からそういうことでやられていましたか。

○鈴木証人 はい。協議会のほうからは、月報報告のほうは、越の浦の仮置場に関しては報告いただいております。

○志賀委員長 そうすると、じゃ話が変わってきたわけですね。わかりました。今度、有価物の発生から処分までに関する役割と業務内容についてちょっとお聞きしたいと思います。例えば有価物発生しましたよ。そのときに、今とちょっと前とダブるかもしれませんが、受入伝票は協議会からもらったということですね。それで、それは実勘なんでしょうか、目勘なんでしょうか。

○鈴木証人 受入伝票というのは、越の浦の仮置場の……

○志賀委員長 搬入伝票ですね。

○鈴木証人 越の浦の仮置場の搬入伝票でしょうか。

○志賀委員長 スクラップとか有価物に関してです。

○鈴木証人 金属類。

○志賀委員長 はい。

○鈴木証人 越の浦のほうで個々の搬入車両に対しての搬入伝票というのは、私は確認しておりません。

○志賀委員長 済みません、私の聞き方が悪かったわけですね。私、さっき今のそういう搬入伝票のことでお聞きしたつもりだったんですが。

じゃ、搬入伝票はないということですね。

○鈴木証人 はい。仮置場に関しましては、23年度、個々の搬入伝票というのはありません。環

境課のほうとしてはありません。

○志賀委員長 それでは、私の認識とそこで一致しました。それであと、今度は売却というか搬出のほうですね。搬出のほうについては、どういう形で伝票処理が行われたのかお聞きしたいと思います。

○鈴木証人 搬出に関しましては、搬出された受け入れ先のほうで計量されたものの計量表のほうを協議会のほうから環境課のほうに提出していただいております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

以上で委員長からの共通尋問は終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は15時といたします。

午後2時38分 休憩

午後3時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。お一人の尋問時間はおおむね20分以内といたします。

鎌田委員。

○鎌田委員 じゃ、私のほうから3点ほど質問させていただきたいと思います。

資料は、こういうふうカラーでまとめられているA3のとじられたやつです。これの3ページ目に浦戸危険家屋解体寄せ集め分というふうに整理されております。

まず、委員長がお聞きしなかったんですが、なぜこの寄せ集めがなされのたか、どういう理由でなされたのかをお聞きをしたいと思います。

○鈴木証人 寄せ集めの処理をした経過に至りましては、年度内での支払期限の中で会計課のほうで支払いができないということで残されていた物件であります。どうしても年度内に解体として支払いをするべきものだったんですけれども、それが書類が整わなかったということでできずに残っていたため、このような処理の方法をとったという次第であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 一応は、今までの委員会での説明は前半で委員長が話をされたように、整わない書類があるという話、そういった理由だったはずなんです。それで、これを見ますといわゆる

る4件から多いところでは6件ぐらいをまとめてあるというような体制で進めているわけですが、そういう先ほどの理由であれば、まずその分でもう一まとめにして、そんな6件とか5件とかではなくて、もう20件、30件、40件、一気にやっしまえばもっと合理的にいけるのではないかというふうに思いますが、それについてどういうふうに考えるのか。

それから、もう一つは、寄せ集めを指示されたのは誰なのか、どこからの指示なのか、そこをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 鈴木証人、1回手を挙げてください。鈴木証人。

○鈴木証人 確かに一つにまとめて支払うという方法もあったかもしれませんが、当時環境課のほうにおりました何名かの職員等で手分けをして作業をしたためにこういった形で書類のほうを作成したという経過があります。また、このような手法をとるに至った指示に関しましては、課内でどういうふうにしたらいいかということで話し合った結果により行ったという次第であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、いわゆる課内ということであれば、課長が指示の頭になっているのかなというふうに思いますが、それでよろしいですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 はい。環境課におきましては、課長が最終の決裁権を持っておりますので、そうなるかと思われます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。

それから、先ほど戸数の話をしましたよね。6戸とか5戸とかまとめているわけですが、これ一つ一つのそれぞれに、例えばそういう分け方をするのであれば、島ごとに、あなたは野々島をやりなさいとか、あなたは寒風沢やりなさいとかという話になろうかと思うんですが、なぜここにみんなそれぞれの島がごちゃ混ぜに入っているのか、これはどう考えても不合理なんですけど、どういう考え方でこういうふうになっているのかです。その合理的な理由を説明いただけるでしょうか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 各それぞれの島ごとではなくばらばらになっているということなんですけれども、これも年度内支払いのため会計のほうに提出するまでの期限がなく、皆で分担した中でそれ

ぞれの書類をとって合わせていった結果であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私としてはちょっとそれは理解はできないんですが、そうすると、ほかもこれはグループとしては何グループあったのか知らないけれども、人数割りでいけば、例えば課の人たちが5人でやったのであれば5グループでもう整理しちゃうというのが今までの回答からいくとあるわけですけれども、もっと個数が多いですよ、これ班が。そういうあれではちょっと何か説得力に欠けるのではないかと私は思います。

そして、このページ、3ページ目、先ほど開いていただきましたが、4ページ、5ページ、6ページ、最後かな。最後のページ。ここの下の表ですけれども、これはそれぞれのグループといいますか、寄せ集めをしたやつを金額的にずっと整理をしたやつがこれなんですね。これを見ますとミニマムが約600万と。マックスで900万と。900万ちょっとありますけれども、平均すると850万と。こういう金額にちょうどなっているんですが、そして1,000万を超えたものはないと。どうもこの数値から見て不思議だなというふうに私は思うんです。1,000万円を超えると、決裁をする、最終的な判断をする、決裁するのが副市長になるのかなと、部長になるのかなと思ったりもするんですが、そういった決裁のいわゆるそれぞれの管理職の範囲の金額、それについてはご存じですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 当時、こういった作業を進める上で、そういったことも認識した上で、決裁のほうの幾らになると誰になるという認識のほうも踏まえた上で作業のほうは行っておりました。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、1,000万円を超えない範囲でグループ化したと、寄せ集めをしたというふうな考え方でよろしいですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 いえ、あくまでも金額の部分に関しては、この作業の際には特に何も考慮しておらず、残っていた書類をそれぞれ皆分担する中で次々合わせていただけであります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、先ほど言いましたけれども、ミニマム600万ね、マックスで900万ですか、もうあつという間にあと100万で1,000万超えちゃうわけですけれども、これだけの数があったら、中には1,000万円超えても、1件か2件あっても、いわゆる統計上正規分布からい

くとありそうな話であって、それがここにびたっと入ること自体が私は不思議だなというふうに思うんですが、本当にそうなのでしょうか。私は1,000万以内にある程度のルール化をして、1,000万円超えないこととか、それから先ほど言ったようにいろいろ皆さんが担当してという条件がちょっとある程度入れてつくったものに私は見えてくるんですが、そういった指示やらそういう意図はないのでしょうか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 合計の金額の部分に関して、当時幾ら以内にするようにとかという指示のほうはありませんでした。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。通常考えれば、こんな数があれば1,000万超える件数が1件、2件あってもおかしくないかと。そして、先ほども冒頭に言いましたとおり、どうせやるならまとめてごそとやったほうが、多分このグループの数ほど人はいないんでしょう、多分。この事務に携わった、多分ね。そうすると、先ほどの説明からいくと、1回これは4件こなして、次6件入れてやったとか、5件やっていって、1人が3つか4つやっているという話ですよ。わからないけれどもね、人数何人でやったか。そういう計算になるとは思うんですが、そんなだったら連続で1人がみんなまとめて、例えば20件、30件でこなせば、それはもっと合理的にいける話だしねと私は思うんですよ。ですから、ちょっと先ほどまでの説明には私は納得できないなという思いがあります。

最後の質問としては、これはわかればですが、今回の連絡協議会にいろいろ瓦れきの処理、危険家屋解体を依頼をしているわけですが、この連絡協議会、これの設立の日、経緯ですか、最初建設業界さんがあって、その中の協定がありましたよね。そういった協定があって、そして震災が起きて5月の20日近辺にこれは締結しているということなんですね、今までの特別委員会で事情を聞いたところによりますとね。そして、契約日については震災の次の日、3月12日の設立という形になっているわけですが、今まで聞いた内容としては、私聞いた内容としてはそういった内容になっているわけですが、鈴木さんとしては、この協議会、どういう経緯でどういうふうに設立してきたかということを知っている範囲であればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 今鎌田議員のほうがお話しになったとおり、当初災害復旧連絡協議会のほうと環境

課のほうとでまず一番最初の協定を結んだ5月20日なんですけれども、それ以前、震災後、3月12日に災害復旧連絡協議会が設立されているということにつきましては、その協定書を作成する際に建設部門のほうからもともとあった災害防止協力会、それから塩竈市建設業協会のほうが震災後市との情報連絡等の一元化をするために2つが合わさって1つの協議会というのを設立したという形で、コピー、写しとあと話のほうは聞いております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私は主に過般出た資料（その14）というやつですね。浦戸の災害廃棄物のがれき撤去業務委託関連というところでお聞きをしたいと思います。そこで、時系列的にお聞きをします。今回の瓦れき撤去の支出の関係で、予算が1億3,050万円というのが今回の関係になっております。ページ数でいうと142ページのところにその金額が載っております。その後、時間もさほどありませんから、見積徴収の通知、支払いの出来高精算書というのが書類上取り交わされております。次に、その上で、佐藤市長との関係で、塩竈市に協議会から7月4日、協議会の和田 忠名で9,320万円の入札があったということで書類上残っております。書類が提出されております。これは7月4日です。次のページのところでいいますと、136ページのところ、137ページのところです。106ページか、ごめんなさい。失礼しました。9,786万円ということで委託契約を結んでいるんですね。入札で9,320万円か、失礼しました。そして、9,786万円が委託契約と。そうしますと、466万円ほどの差があるわけなんですけれども、これはどういうことで委託契約を7月4日に入札した直後に7月5日の日の時点でなぜ変更したのか、その辺の点をまず確認させてもらいます。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 9,320万円というのは、これ見積書となっておりますが、これは入札した際の札入れした際の見積徴収の見積書になります。この見積書で提出された金額が落札金額となりまして、それに106ページの466万円を足しますと9,786万円が契約金額になるということでありまして。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私が聞いているのは、466万円がなぜ変更になったのかということを知っています。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 変更といいますと、済みません、466万円が消費税となって9,786万円が委託契約書

としてなっているということでもあります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、次のページのところの103ページのところには会計が出ているわけですね。消費税の込みも含めた9,786万円ということで、会計のほうでは例えば7月分が2,346万9,600円、7月分、9月1日の日に会計からお金が出ていっている格好になっています。8月分が3,481万8,000円で、10月18日で、これ103ページのところには載っています。18日付ですね。9月分が2,959万4,250円で10月19日、10月分が997万8,150円で12月14日。それぞれこういうふうな金額でそうすると会計のほうからお金が出ているわけなんですけど、こういった会計のほうで支出をしているという関係で、最終的にこの金額がそっくり最終的に7月から10月までの時期で全部支出したというふうに捉えてよろしいんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 済みません。会計処理、こういった支払い処理のほうにつきましては、庶務担当のほうに全てお願いしておりますので、私のほうではちょっとわからない部分もございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。

そこで、次にお聞きしたいのは、先ほど出来高精算設計書というのがあるわけですね。これは先ほど間違いの点は鈴木証人が私の間違いでしたということでの当時の関係から私の責任だということに言うておりました。そこで、出来高精算設計書というのが例えば7月の分で78ページのところには載っております。開いていただくと78ページのところには7月分出来高精算設計書というのが載っております。それで、この関係で出来高精算設計書がありまして、隣のほうに、77ページ、ちょっとさかのぼりまして76ページにあります。この出来高精算設計書の7月分でございますと、ここを出している金額は2,351万550円、こういうふうな金額、これは間違いありませんね。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 この7月分の支払いに関しましては、当初支払っていた金額に誤りがありましたため、早急に訂正して出し直ししようということで、こちらのほうで作成し直したものがございました。今回資料として、そのもともと支払ったほうの設計書ではなく、この修正したほうの部分の設計書のほうを添付させていただいたという経過があります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 設計の組み直しというかそういうことですね。ところが、契約履行確認調書という7月分の76ページのところを見ますと、2,346万9,600円。先ほど出来高精算設計書のところ
で出された金額は、出来高精算書でいうと2,351万550円。そうすると、その7月分の履行
確認調書と出来高精算書との関係で4万950円の差があるんですが、これは何なんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 実際には支払っているのが2,346万9,600円、これで間違いございません。その支払
った後にこちらのほうで集計のほうの誤りがあるのを私確認しまして、再度訂正を行いまし
て協議会のほうにこういった形でちょっと少なく支払ってしまったということで報告させて
いただきました。協議会のほうからは、この不足分に関しては結構ですということでしたの
で、もともとの2,346万9,600円で精算書類そのままの状態書類は残しておりました。この
2,346万9,600円についての精算の設計書についても、書類のほうにはついております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

それで、時間もさほどありませんから、何点かだけちょっと事実確認だけさせてもらいます。
つまりは出来高精算設計書を裏づけにしているわけです。そして支出の行為を行うと、こう
いう流れですね。それで、私もその点についてもちょっと目を当ててみましたら、例えば
7月分の出来高精算設計書のところで見ますと、79ページのところに計画構造・仕様概要と
いうのがありますね。大丈夫でしょうか。ページ数でいくと79ページ。ありませんか。同じ
ものなのである……、ありましたでしょうか。そこで、このところで1つは塩竈市がつくっ
たという出来高表が98ページのところにありますね。7月分。おわかりになるでしょうか。
ありましたか。そこで、下の表に、ここつまり3つの島々、正確には4つの島でしょうけ
れども、寒風沢、それから桂島・石浜、そのほか野々島とこういう形で3つの島々の出来高
表のトータルが載っていますね、下の表にね、下段のほうにね。そうしますと、この構造計
算・仕様書概要というところにちょっと当てはめて数字を見ますと、差が出ているんです。
例えば、これ79ページの収集積込（人力）3万1,000立米なのかな。3,100立米ですね、ごめ
んなさい。3,100立米が、しかし、こっちのほうの出来高表で見ますと、1,980立米。1,120立
米の実際上の違いが出ているわけなんですけれども、この違いというのは何なんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 この書類作成する時点での私の記載ミスになります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 公文書を作成して、公文書を作成してですよ、間違いだというのは普通は考えられないですよ。役所というのは、文書から始まって文書で完結して指令を出したり契約履行を確認するはずなんです、これは単に鈴木証人の間違いだということで証言していいんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 書類のほう作成しているのは私ですので、この部分に関しては私の作成ミスになります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私は重大なミスだと思うんです。公文書というのは、やはりあってはならない。会計課のほうを通すときだって1円たりとも間違ってはならないということが原則ですから。会計の原則。これは鈴木証人もご承知だと思うんですが、その辺の捉え方、認識はどうなんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 認識しております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 さようなお答えだとすると、自分のやった数字が誤っているということは、結局支払いの上で誤った計算をしているということになりはしませんか、まず7月分で。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 忙しかったとはいえ、こういった形で私の集計ミスによりまして混乱やご迷惑をおかけしたこと自体深く反省するところであります。しかし、瓦れきの収集委託業務につきましては、当初決められた請負金額内での処理作業を行っていただき、それに見合った金額を協議会さんのほうにお支払いしたというふうに思っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、この構造・仕様書、例えば8月分、私もちょっと数字拾ったんです。構造・仕様書のところで見ますと、例えば8月分、出来高払い、出来高精算表というのは、例えば8月分でいうと、ページ数でいいますとこちらのほうの72ページのところありますよね。72ページの8月分ですか。下側のほうに表が、下段が島々のやつ集計しています。そうすると、見方が間違っているんだったら私も謝罪しますが、例えば53ページのところを開いてい

ただきますと、この例えば計画構造・仕様概要書のところに8月出来高表を書きますと、例えば収集（機械）でいうと1,946立米が825立米なんです。それから、収集積込（人力）が6,315が4,335立米。その他、木質の、ガラ、ダンプですね。5,955が4,695、2トンダンプ等々2,315で、しかしこっちのほうは4,695の出来高表になっていて、ずっと当てはめると、船も交通船も含めて57日間が27日間になっているとか、ちょっといろんな数字の差はありますけれども、油圧ショベルも含めて、出来高表というのは、もう一度再確認の意味ですが、計画構造・仕様書のその月のこの例えば一例で申せば、収集積込の1,946になるんでしょうか。それとも825立米になるんでしょうか。違いがわかりません。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 8月分の出来高とすれば、825立米のほうになります。計画構造・仕様概要のほうに記載しております数字につきましては、それぞれの項目ごと、上に書いてある数字がもとの設計段階での数字、下にあるのが今までにやってきた累積の数量を記載するという形で事務をしていました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 累積というのはちょっと普通考えられないですね。これ月々のいわば出来高表なんですよ。誰が考えてもそう思いませんか。例えば100万円の仕事をします。できました。いろんな機械が入って、累計でその月ごとの例えば8月分、前月の分の上積み、いわばやった分に計量して、これで精算事務をしているんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 こちらの計画構造・仕様概要にある数字をその月の出来高の数量として計算しているわけではございません。あくまでも当初見積もっていた数量分に対してどれぐらいの作業量が進んでいるのかというふうなところを見るための目安としてこういった形で作成しておりました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 なぜ月単位の計量をここには計上しないんでしょうか。

○志賀委員長 もう一度。

○伊勢委員 月単位の計量をこちらのほうになぜ出来高表でこういうふうにならば825ですか、こういうものを月々の計量でカウントしないんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 当初からあくまでも作業数量がどれだけ進んだのかの把握をするために作業の累積、4月であれば2,000立米、8月であれば1,000立米あれば、その3,000立米という形の把握をとるためのあくまでも数量でございますので、決して出来高の精算の金額のところになってくる数量ではありません。こちらの状況の確認をするための部分であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、例えば8月分で最終的に出来高精算額3,481万8,000円とありますよね。8月1日から8月30日。この数字というのは、全部いわばさっき言った1,946、収集積込(機械)1,946、つまり前の分の累計で出した数字でいわば出来高精算額というのを確定するんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 出来高精算額はあくまでもその月に実際にやった数量になります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 しかし、根拠となるのは計画概要の仕様概要のこの数字ではないですか、上のほうの金額を計上するとなれば。違いますかね。

○志賀委員長 わかりますか。鈴木証人。

○鈴木証人 上の数字は、あくまでももとの一番最初の設計段階でこちらで見積もった数量が上の段の数字になっております。下の段の数量につきましては、毎月やった出来高数量の数量をそれぞれ集計していった数値になります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 上の部分、わかるんです。当初の計画でしょうとこういうことですからね。けれども、月々の単位で本来は計量して、それに基づいた単価を掛けて金額を割り出していくというのが本来の筋道ではないですかと。それを契約履行確認調書とありますね。例えば50ページから51ページ。あなたが起案されているわけですよね。鈴木孝至さんが起案されている。そうすると、起案した方は、つまりは累計の分での計算でこれを全部起案したということなんでしょうか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 いえ、あくまでも毎月の出来高金額については、協議会のほうから上がってきた出来高数量をもとにこちらのほうで作成した集計表の数量をもとにして精算払いしておりました。

○志賀委員長 次に、菊地委員。

○菊地委員 証人の方にはご苦労さまです。

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、危険家屋解体関係をちょっとします。その前にいろいろ今まで出されてきた資料関係は鈴木さんがまとめて整理されたということで確認してよろしいですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 全ての資料を私が1人で作成したというわけではございません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 全てでなくある程度中心的にファイル関係のこういった写真関係の印刷関係は、こういうふうに資料の出し方は、どなたがじゃなされたんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 資料のコピー等、原本の作成のときにつきましては、私も作業はしております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 先ほど委員長が質問、尋問されていましたが、ファイル関係はさわっていないということで、何ら手を加えたりなんだりしていないと言うんですが、浦-000019の写真で、いわゆる浦戸の写真があるんですが、そこに「解体せず」と書いてあるんですが、そちらの資料には今回そういった文字が消えているんですが、なぜなのかなという、こう不思議で、ファイル浦-000019のですね。解体せずというふうな文言が書いてあったんですが、その写真の説明欄にはそういったものが消えていたと。それはなぜ消えたのかなと。じゃ、あとわかったらで。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 まずはそういった写真に、うちらほうに渡されたのには書いてあったんだけど、それが抜けていたというのもありました。あと、先ほど来鎌田委員も質問して、ちょっと確認させていただきたいんですが、寄せ集めの関係なんです、その寄せ集めの物件一件一件について、作業指示書または積算見積設計書などをつくられたのかどうか。私たち調査に行っても、なかなかその辺が見当たりませんでしたので、つくっていたのかどうか確認をお願いします。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 解体物件に関しましては、全て指示書のほうは作成してはいましたが、こういった

寄せ集めをして処理するという段階のところ、それらについては破棄した部分もございません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 先ほど説明の中では、年度末の請求まで間に合わないので寄せ集め云々というふうな証言をされています。そうすると、請求する年度末までの請求がかなわないということは、それなりの根拠のある金額というのは持っていないとちゃだめだと思んですが、その根拠というのは誰がどうやって表示して金額にしているのか。それでわかんないでただその支払い日に間に合わないから寄せ集めました、寄せ集めましたと言われても、それはちょっと違うんじゃないでしょうか、行政として。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 指示書に関しましては先ほど述べた部分あるんですけども、精算設計、個別のそれぞれの精算設計、また協議会のほうから上がってきた実績報告書につきましては、その当時一旦全て協議会のほうにお返ししております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今回サンプルで浦-000019を話題にしているんですけども、最初1件ですよ。これの一番最初に出たのが金額でいうと861万7,350円となっているんですよ。これが鈴木さんの環境課のクリーン対策室ということで全部設計が出ているわけですね。そして指示も出ているんですよ。そして、受ける側の連絡協議会は、確かに八百六十何万何がして1棟分の受けますよと。だから、それがいつの間にか1、2、3、4、5件もプラスされている。1棟がなぜ5件になるんですか、じゃ。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 これにつきましても、1つの物件に何件かの物件を合わせて処理したためであります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 処理したと言われても、その文書で1棟分ですよと、そして八百幾らですよと。そして、これの起案されたのが9月なんですよ。工事終わっているのも9月なんですよ。寄せ集めのその支払いがそれで5月30日までこの方のおくれているんですよ。なぜ寄せ集めて支払いがおくれるんですか、9月に終わったものが。そして、5件寄せ集めたとして、それもどうかかわからないんですが、日にちが、作業の日にちが7日ですよ。7日で5件も6

件もこなしたのかどうか。そうしたら、5月30日になんか支払わないで、もっと3月30日に支払いできたんじゃないですか。その鈴木さんの言う論法で支払いが困難なものであるというんだったら。その辺の明快な説明をしていただくと助かるんですが。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 このような処方をとった際に、まだ協議会のほうに支払いせずに残っていた浦戸の物件が何件か残ってありました。その物件にそれぞれに合わせて処理したというのが事実であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 水かけ論になるかどうかわからないんですが、作業指示したのはこの1件だけなんです。そして金額も決まっているんですよ。このときにもじゃ寄せ集めすると決まっていたんですか、この浦-000019で。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 このときには、あくまでこの浦-000019、1本だけの支払いというふうに考えておりました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 浦-000019、1本だけの支払いで八百何万、寄せ集めして860万ですよ。その差はどう説明するんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 この浦-000019の物件1件に関しましては、この金額ではないもっと低い金額での精算設計額だったというふうに記憶をしております。寄せ集めたことで何件かが集約になりましてこの金額になったということでもあります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、何度も言うようですが、当初、八百何万で作業指示をなされているんですよ、業者に。そして、業者はそれをちゃんと受けましたよと、八百何万。そして、いつの時点で5件も、それも寒風沢の物件も入るんですか。誰がやって、最初に見積もり出しますよ、作業指示しますよというのが860万で1棟ですと言っていたんですよ、さっき。そうしたら、いつの間にか5件がプラスされてなってくるというのは、誰が見てもおかしいと思うんですが、その辺。あと、ちょっと理解できるように説明してください。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 当初の状況のほうを思い出しながらの話になりますが、あくまでも年度内に支払うべき解体物件の中で、書類の一部が整わないために環境課のほうに支払いできずに残されていた何十件かの物件がございました。出納閉鎖前に何とか処理しようということで課内で話し合っ、1件に合わせた形でそれぞれの物件を合わせて処理していくという作業になった際に、もともとつくられていた1件分の指示書と解体数量の部分で整合性がなくなってきましたので、その部分に関してはこちらのほうで何件分か合わせた数量に作成し直しして協議会のほうにお出ししたというふうな形であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 何件かまとめて協議会に出したというよりも、協議会からも業務報告書で9月26日にもうやりましたよと来ているんだよ。おかしいじゃないですか。指示出したのも9月、契約の履行確認したのも26日なんですよ。だから、ちょっと説得力に欠けると私は思いますが、なぜこういうふうに年度末まで、年度内に支払うため。じゃ、全部次の段階行きますけれども、そういうお金の出し入れが不透明だし、先ほど来でもちょっとお話聞いていると、連絡協議会とのやりとりでやったと。我々は、連絡協議会が業者さんとのも調査をしたいということで資料要求なんかもしているんですけども、業者さんの検収とかそういうの、誰が、協議会さんだけを信じて今回の解体とか瓦れき処理を全部したということの答えでいいんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 あくまでも震災廃棄物処理業務等に関しましては、塩竈市災害復旧連絡協議会さんのほうと協定を結んだ上で業務のほう当たってもらっております。出された実績報告書類等に関しましては、その協定の中でもあります信頼関係といいますが、こちらのほうで現場確認した部分ももちろんございますけれども、信頼関係の中で業務のほうを進めていったというふうなところでもあります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 言葉のあやかはわからないんですが、現場確認したとかと言うけれども、実際にこのまとめた、寄せ集めた861万7,350円というのは、ばらばらの仕事なんですよ、今お伺いすると。それでもう報告書も金額もちゃんと終わりましたよというふうにもう来ているとか、日程が書かれてきていますんで、その時点でもうこの金額というのは動かないんですよ。それがあと寄せ集めたどうのこうのと言っても、ちょっと説得力に欠けるんでな

いかなと私は思うんです。この中で日にちがこれ資料の中で15ページにあるんですけども、精算設計書というのの中でも、これなんかはもうちゃんと7日間で13日から14日間の日程とったんですけども7日間使用しましたよと、ここまで書いているのにどういう状況でなったのかわからないんですよ。

あともう一点、解体した物件、全部お支払いしたんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 協議会のほうに解体依頼を行いまして、協議会のほうから報告を受けたものに関しましては、支払いのほうを行っております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 この事業の流れは、まず住民から依頼されて、それを環境課なりでまとめて企業に見積もりを出してもらって、それをもとに作業指示というふうな段取りでよろしいんですね。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 申請を受けた後、現地調査を協議会のほうに依頼しまして、その調査結果をもとに解体の指示書作成で間違いありません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 じゃ、浦-000032というやつを教えてください。野々島の物件。

○志賀委員長 もう一度番号。

○菊地委員 寄せ集められた物件でもととなるのが浦-000033、その中の浦-000032、平米数でいうと84.29平米ですね。

○志賀委員長 1枚目ですね。解体寄せ集め分の1枚目の元受付番号では2つ目の一番頭にある番号ですね。鈴木証人。

○鈴木証人 済みません。書類一件一件それぞれに金額まで記憶はしておりませんので、済みません、この場ではわかりません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 一生懸命やられたのはわかるんですけども、先ほど伊勢さんも言ったけれども、金額の多い少ないは大変なことになると思うんですけども、資料に載っていて金額も載っていないとか、あとやっぱり資料を一生懸命頑張ってつくってもらっているのはわかるんですけども、写真がなかったりとかそういうものというのは私たちが見ても、塩竈市内で、うちの個人的なことをお話しして申しわけないんですが、うちも津波が1.8メートル来て解体

していただきました。そのときは解体前の写真と解体後の写真をちゃんと業者さんからもらっています。それなのに、こんな見にくい、これは行政としてこういった見にくい写真をもらってもどうやって確認しているのかなと。よっぽど目がいいのかどうか存じませんが、そういった意味でもっとわかりやすい、建設工事関係者に聞くと、工事名、目的、業者名、ちゃんと大きくわかるようになっていきますよ。いろんな資料を拝見させてもらって、これ何が何だかわかんない資料ばかりが多いものですから、なぜこういうふうな写真の資料の収集になったのか。現場確認に行っていてそういった指導等しなかったんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 私も当時それほど専門的な知識も持っておりませんでしたので、写真等の撮影方法につきましては、業者さんのほうにお任せするというような形でありました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 写真のほうは業者さんにお任せするというだけけれども、業者はプロですよ、私から見ると。会社が大きいっちゃいは別にしても、行政との仕事するときの証拠の写真とかというのは、神経使って撮っていますよ。それを鈴木さんに詰め寄っても仕方ないと思うんですけれどもね。だから、私はこれで寄せ集めして出納閉鎖期間まで支払いがどうのこうのというのは説得力に欠けるし、寄せ集めた物件もなかなか理解してくださいと言えないし、今後機会あったらまた教えていただきたいと思います。ありがとうございます。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほどの質問といたしますか尋問の中で……

○志賀委員長 まだほかにどなたかなければ。

○伊勢委員 じゃ、先にやってください。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃ、鈴木さんに私からも何点か。

今菊地委員から質問あったその関連でお聞きしたいと思います。

それで、資料使って今聞いているんですけども、同じように具体的に聞きますから。それで、この浦-000019が、このことと言っているんでございますけれども、合計で5カ所集めて861万7,350円ということになっているんですが、もともとの最初の浦-000019の野々島の物件そのもの自体の最初にそこのところの完了年月日23年9月26日と、この表の後ろのほうで完了年月日は23年9月26日だったんですね。それで、支払いが24年5月30日だから、9月

に完了していたんだけど、そのほかのもそろわないから支払いを急ぐためにほかの環-000209と本-000291と本-000273と本-000097を足してこの浦-000019に一本化して861万円にしたという説明は聞きましたよ。でもね、ちょっと理解できないのが、その件について支払いを早めるためと言われましたが、もう既に9月26日には解体は完了していることになりますよね。それで、その解体を完了したので、契約履行確認書というんですか。だから、鈴木さんのところが一番最初係員として鈴木さんが一番最初に起案して、それから係長、課長補佐、課長、次長、部長と判こついであるんだけど、これの起案日が9月26日なわけね。そのときにもう既に861万7,350円という金額で起案書出しているんですよ。だから、その9月26日の時点ではもう要するに寄せ集めたことになるんですよ。3月になってから寄せ集めたんじゃないですよ。9月の時点でもう寄せ集めたのね。それで、支払いがもう9月の時点で寄せ集めているにもかかわらず、何で支払い5月になったんですか。そういうふうなところがわからないんですよ。

それと、同じ9月26日に今度業者のほう、連絡協議会の和田会長の判こ押されている業務報告書も23年9月26日には、ここの業務完了しましたという完了報告、もう26日に業務報告書が完了しましたと出てきました。それから、環境課のほうも契約履行確認書を9月26日に出して金額も861万円ずつ、もう部長まで判こいただいている書類ができているということについて、支払いがおくれたのでまとめましたと。もう9月に、そのことはまとめていたわけですから、支払いがおくれて3月ころにまとめたという話ではないんじゃないかな。もう既に9月のときにはまとめていたんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういうふうにまとめた時期というのは、1件ずつ違うかもしれませんが、どういう時点で、4カ所なり、5カ所なり、おおよそ800万円ぐらいの金額ずつ、どういう意図でそういうふうにまとめたかというのが、その辺のところがなかなかわからないので、その辺のところ、わかっている部分をお願いします。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 まず履行確認の部分に関しましては、庶務担当のほうで作成のほう、こちらのほうを依頼しておりました。まとめた時期につきましても平成23年度の出納閉鎖に伴う会計課のほうに提出する期限のもう1日前とかぎりぎりの時点でやっていたというふうに覚えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 お答えはいいんですが、こちらの議会のほうに出されている証拠の書類から考えてみるに、ちょっと腑に落ちないですよということを私は聞いたんです。だから、鈴木さんがわからないでも、この書類が履行確認書はもう9月26日付で、起案日も9月26日で、861万がもう出ていると。それから、業務報告書も9月26日付で出ているということは、今まで鈴木さんが説明したとおりだとしたら、どうもちょっと書類のほうに余りにも早くでき過ぎていたんじゃないかと。書類のほうに当たっているのか、鈴木さんのほうに当たっているのか、あるいはもし鈴木さんのほうの言うとおりでしたら、書類のほうに後からこの9月26日にさかのぼってつくられた可能性があるかと、そのことを聞いたんです。それで、もしそういうことであれば、この書類自体が信用できなかった日付は少なくとも信用できない書類の証拠になる。それから、業務完了報告書も信用できない日付の業務完了報告書になるんじゃないですかと、その辺のところをお聞きしたんですけれども、出ている書類はそのようになっていますので、支払いのためにはと言われますが、果たしてそうなんでしょうかということが一つ、それ以上は答えられるかどうかわかりませんが、もう一度確認のためにお聞きします。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 あくまでもまとめる作業を行ったのは、23年9月26日ではなく、それ以後のこの5月30日というふうに書かれているんですけれども、それ以前の4月の中ごろ、会計課のほうの支払い提出期限の時期であったというふうに覚えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 では、どうもありがとうございます。

じゃ、この契約履行確認書、ここに議会のほうに出されたのは、後からこれに合わせてつくられたほうの確認調書を出してきたんじゃないかという今お答えだと思います。

それで、あと、このまとめるに当たって、先ほど鈴木さんのほうから環境課のほうで会議して、大体こういうことということで、その辺のところのお話ありました。委員長からの質問で。その辺のところを聞きたいんですよ。それで、その辺のところは指示されたのは課内だけだということで、それで私が察するには、だから800万円くらいだったら課の中だけで話ができるから課だけでということやられたのかなというふうに先ほどの説明で私はそのように思ったんですけれども、ほかのところにはご相談なく、環境課だけの話の中だけでこのように振り分けをしたという認識でよろしいのか、鈴木さんがわかっている範囲でお願いします。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 私の覚えている範囲内では、課内だけというふうに覚えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃ、終了します。ありがとうございました。

○志賀委員長 終わりね。じゃ、伊勢委員。

○伊勢委員 出来高表の関係も含めつつ、裏づけになるのは災害復旧連絡協議会からの関係というふうに先ほど例えば浦戸災害廃棄物の撤去支出関係、資料（その14）のところで述べられました。そこで、私もこの一覧表を見て、1つは、見方といいますかやはり基本を教えてくださいたいと思うんです。まずこれで間違いないだろうと思うんですが、例えば7月の分で見ますと、ページ数でいうと、99、100、101とこういうふうに、これは島ごとの浦戸災害廃棄物（がれき）撤去業務収集実績表、これが寒風沢、桂島、そして野々島とこういうふうに集計されております。それが裏づけになるんだろうと思うんですが、そこでこれに対してこの出来高表というのはできてくるというふうに、ということなんでしょうか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 先ほど伊勢委員のほうからありました、この99ページ、100ページ、101ページにあります実績表というのが協議会のほうから毎月送られてくる表になります。この表をもとにして98ページの出来高集計表を環境課のほうで作成しております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、ちょっといろいろこの実績表と例えば出来高表との関係でよく見ますと、大分数字が食い違っているところがあるんですね。実際に例えばうんと単純にわかりやすい比較で言いますと、このページで言うと7月分、96ページのところを開いてください。安全費内訳書というのがあるんですね。これ恐らくガードマンというか道路をこういうふうに誘導する方だと思うんです。ところが、この交通誘導員B、安全内訳書、数量9、単価が7,200円、これ7月分なはずです。6万4,800円。この設定が、これがほとんど例えば7月分、8月分、9月分、10月分のこの交通安全指導員というのかな、交通安全の安全費というところにゼロで計上されているんですね。それはなぜなのか、こちらのほうの安全内訳書には金額上明記されているんですが、その違いを確認させてください。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 交通誘導員につきましては、確かに協議会からの報告どおり島内での作業、浦戸諸

島の作業を行う際には使っておりません。この表記に関しましては、私の、こちらの書類作成時点でのミスになっております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ミスが多いというのはね、ちょっとやっぱりそれは普通あり得ないですよ。公文書ですよ、これ、少なくとも。例えば、もし使われていないということで、あなた自身の、鈴木さん自身の判断で例えば安全費というのを削除したんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 済みません。安全費の削除……。

○志賀委員長 じゃ、もう一度お願いします。

○伊勢委員 98ページのところの出来高表がありますね。そうすると、一番下のこの横表の一番のところにゼロと書いていますね、安全費。先ほど使われていないということだけれども、じゃしからは安全費の内訳書と何で書類上がってきたんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 当初はこちらのほうの内訳書のほうをそのままゼロ表記になっているという思いのまま書類の作業のほうを進めてしまったというのが事実であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっととても考えられないですね。先ほどは鈴木証人は協議会から上がってきた実績を踏まえて出来高表をつくりましてこういうふうに言っていましたよね。そうすると、少なからず例えば交通安全対策費についても、それから一つ一つ、一個一個精査していくと交通船なんかも食い違っているんですよ、数字が、あるいは人数が、交通船の使い方についてもです。あと、ガラ系とか木質系の運搬についても、島ごと全部食い違って、言ってみれば出来高表のところに書いているけれども、数字が実際違っていると。こういうことはあり得るんですか。ちょっと私は、仮に、いわば出来高表、出来高集計表が支払いの根拠になるわけですから、そうすると前段のそういった帳票類の伝票なり、あるいは実績表や前段の協議会から出てきたものの安全費とか機械運送費とか、こういうものについて、あなたは目を通さなかったのかな。どうなんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 提出していただいた実績報告を参考にしながら書類の作成のほうは進めさせていただきましたが、作成する際、誤った部分の数字の入力等をしてしまったことについては大変

反省すべき点であると思われます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 反省では私済まないと思うんですよ。いやしくもこれ公文書ですよ。しかも、この点では少なくともこの文書については、あなたの責任でまとめていらっしゃるわけですよ。（「もうちょっとやわらかに」の声あり）その辺の関係で私は事実確認をしているまでですので、そういう実績表というものを踏まえてやっていて、この出来高表をつくっていったと。しかし見落としたということになると、そうすると協議会から上がってきたものの例えば交通安全費というのはやられていなかったとか、あるいは渡船で台数が変わったのも、これもやられていなかったとか、交通船も数が変わっていたとかというのは、そういうことになるんですか。協議会の側の間違いだったということなんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 いえ、あくまでもこちらのほうでの集計の間違いですので、市側の集計のほうが誤っていたということでもあります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市のほうの集計の間違い。そうすると、最終的に先ほど質問の中でも前段述べましたように、一応契約の関係で委託契約書というのが106ページのところで取り結んでいるわけですね、委託契約書9,786万。これをそっくり払われているんですね。隣の103ページのところを見ますと、会計から契約をしてこうしました、ああしました、出来高表。そっくりそのまま9,786万円が支払われているということは、考えるにつけ、じゃこの金額そのものの関係では、その分協議会から安全費とかその他なかったということを出しているわけですから、減額になるんじゃないですか。およそ私もちょっと計算してみないとわからないですけども、この契約そのものの金額はもっと減るはずなんではないかということなんです。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 金額につきましては、再度正しい数量を用いまして計算し直しをしました。そのところ、1億400万円ぐらいほどの出来高、金額でありました。市のほうで払ったのが9,786万円ですので、本来協議会さんのほうにお支払いすべき金額から比べると少ない金額というふうにはなっております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 予算上の関係で私前段聞きましたよね。予算は確かに決められております。先ほど

のページで同じ資料を見ますと、予算の組み立てとして、起案として1億3,050万円。今もう一度正確に教えてください。1億400万円と言ったかな。それは、出来高というか実績というか、そういう金額なんですか。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 私も正確な数字までは覚えていないんですけども、私の誤った集計を正しいものに直して再度計算し直すとそれぐらいの金額になっていたかとは思いますが。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 普通はあり得ない話ではないのかなと。集計のところでは本当はちゃんと集計をして金額が払われているならば、こういうところでの関係は成り立たないのではないかというふうに思うところです。細かいところについていろいろ出ておりますが、おおよそのところはわかりましたので、私のほうはそれで終了させていただきます。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。（「1点だけ確認」の声あり）菊地委員。

○菊地委員 先ほどファイル関係、手を加えたりしていないというんですが、浦-000019のファイル、そこにあると思います。その開いていくと写真がカラーできれいに何枚ありますか。（「6枚」の声あり）

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 その中で写真5というののところに何か説明書き書いてあるの不见でしょうか。写真の5。我々の資料にはちゃんと説明書き書いてあるんですね。これつくったのは、先ほど確認したら鈴木さんが写真をコピーして資料として出したということなんで、手を加えていないというけれども、5番の写真とかとそういうの不见ですか。うちのほうに出した資料と別にほかに写真があるということなのかしら。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 この原本のほうに入っている写真につきましては、この中での写真だけになります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 先ほども確認したんですが、「解体不要」とかというのを私さっき見たらないんで、そして資料の6のページ41ページによりますと、「解体せず」とこう記入してあるものから、裏打ちされているのね。だけれども、さっき午前10時に来てその資料を拝見させていただいたら、何かそういった文言が抜けているんで、ですから「委員長が手直しとか何かしたんですか」と言ったら「してません」と言うんで、なぜなのかなと。していないものがし

てあったりというのは、何を信じて議論すればいいのかというのが私の本音でございます。

あと、先ほど申しましたとおり、写真がないやつ、あと写真の撮り方、その辺はないものはないで終わってしまうのか。作業した工事関係者の企業のほうにあるのかどうか、その辺の確認というのはなされたのかどうか、お願いします。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 私どものほうとしましても、協議会さん並びに各それぞれの業者さんのほうに書類が残っているものがあれば全て提出するよというということでお願いして提出していただいております。協議会からのほうからは、それぞれ全て提出しておるとこの報告を受けております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 全て提出したというんだけど、ほんで行政側でそれをなくされたのかということなんですか、ないということは。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 書類が足りない部分に関しましては、現場、当時撮影していた現場責任者の者から聞いた話なんですけれども、デジタルカメラで撮影をしておりまして、メモリーカードから写真の引き出しを行う際にデータが引き出せなくなり、当初作業で撮っていた写真はなくなったというふうな形で報告を受けたのはございます。何とか私もデータの復活をしようとそういったソフトのほう探してメモリーカードからの復活できないかということで作業を行ったんですけれども、取り出すことができずに提出できないという理由であった写真もあるというふうな報告を受けております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そういったデータ不足かどうか存じませんが、メモリー不足かどうか存じませんが、結構何枚もあるんだよね。そして、肝心なところの写真がないんですよ。何が肝心なのと言われると、金額が多いのとか、不自然なのが、登記簿の謄本の平米数とここに出されている平米数の合わないのが写真がないのが多いもんですから、なぜなのかなと。市民に報告する以上、ちゃんとはっきりきょう鈴木証人からこういう答え出ましたというのを報告する我々義務もありますんで、その辺の今確認をしていただきました。ただ、その業者さんというのは、浦戸にかかわった業者さん全部がデータなくしたんですか、確認します。

○志賀委員長 鈴木証人。

○鈴木証人 全てではなく、報告を受けたのは1社だけあります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 じゃ、その1社さんが例えば、番号を言っていってもいいんですが、いろんな十何カ所も、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14……。でも、これ見ると、当該島もみんな同じ島やっているよ。別な島だったらわかるんだけど、別な島もやっているんでないの。だから聞いているんですよ。以上私はそういった意味で皆さんが一生懸命瓦れき処理と解体処理したというのは見ているんですけども、その処理の後始末がどうだったのかなというのが大変気になるところなんで、本当に復興を早くなし遂げていきたいというのが私たちの思いであり、市民の声だと思えますので、きょうはありがとうございました。私は終わります。

○志賀委員長 ほかにございませんか。

なければ、私のほうから共通尋問で1件だけ質問忘れておりましたので、させていただきます。

解体102件のうち、20件に対して寄せ集めが行われておりますが、この20件以外にはほかの寄せ集めとされた物件というのはないのかどうかだけお聞きしたいと思います。鈴木証人。

○鈴木証人 ございません。

○志賀委員長 以上で鈴木孝至君に対する尋問は終了いたしました。

鈴木孝至証人には、長時間ありがとうございました。

ご退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

再開は16時25分といたします。

午後4時20分 休憩

午後4時25分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員長の報告を求めます。

菊地小委員会委員長。

○菊地小委員会委員長 ご報告いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会から委任された事件の調査について、平成27年4月14日火曜日、第5回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会を開催いたしました。

小委員会では、記録の追加要求についてを議題とし、調査を行いました。

委員による議論の結果、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出については、次のとおり要求すべきものと決しました。

1. 元塩竈市災害復旧連絡協議会会長に要求する記録

(1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

①市に対する請求明細書類（全期間分）

②下請業者から連絡協議会への請求明細書、業務または作業日報、作業現場の写真、作業員の写真（全期間分）

(2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

①市に対する請求明細書類（全期間分）

②下請業者から連絡協議会への請求明細書、業務または作業日報、作業現場の写真、作業員の写真（全期間分）

(3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

①市に対する請求明細書類（全期間分）

②雇用した島民の出勤簿、賃金台帳（全期間分）

③下請業者から連絡協議会への請求明細書、業務または作業日報、作業現場の写真、作業員の写真（全期間分）

(4) 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項

①越の浦一次仮置場管理業務に係る業務または作業日報、作業現場の写真、作業員の写真（全期間分）

②有価物、がれき等の搬入記録帳票類（全期間分）

③震災後協議会が窓口となった市内危険家屋解体物件の管理台帳（全期間分）

(5) 上記の取引当座勘定照合表・預金取引履歴照会票（全期間分）

(6) 上記の取引現金出納簿（全期間分）

2. 提出期限、平成27年4月24日（金曜日）午後5時まで

以上が本小委員会における記録の追加要求に係る中間報告の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、記録の追加要求について決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後4時28分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利